

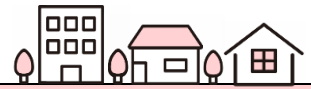
宮城県大和町に移住しませんか！

子育て世帯等移住・定住応援事業

最大150万円を交付



補助金額



区分	種別	補助の区分及び金額		要件等
		転入	定住・転居	
基礎額	住宅の取得・新築の場合 (リフォーム工事費用含む)	120万円	60万円	事業費の10%が基礎額に満たない場合はその額とする
	リフォーム工事のみの場合	70万円	35万円	
加算額	子育て応援加算	20万円	10万円	2人以上高校生以下の扶養親族がいる場合
	町内業者施工加算	30万円	15万円	全体事業費の2分の1以上で適用
全 体 上限額	取得・新築	150万円	75万円	
	リフォーム工事のみ	100万円	50万円	

※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

 随時相談受付中！

 QRコードからHPにアクセス！

問い合わせ先

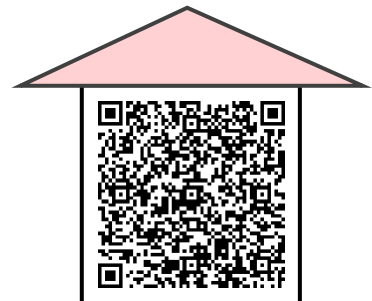
大和町まちづくり政策課

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目1番地の1

TEL：022-345-1115（直通）

FAX：022-345-4852



子育て世帯等移住・定住応援事業	
内 容	対象区域に移住・定住する子育て世帯が、住宅を購入・新築・リフォーム工事等を行った際に、補助金を交付します。
対象区域	宮床地区・吉田地区・鶴巣地区・落合地区（市街化区域を除く）
補助対象者の要件	■補助対象者の要件は、以下の<u>いずれにも</u>該当している者となります。 (1) 補助対象区域内に住宅や土地の取得又は新築やリフォーム工事等を行なった者 (2) 次のいずれかの居住要件に該当する者 ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した者 イ 町内の補助対象区域外の地区に居住し、当該地に転居した者 ウ 既に補助対象区域に居住しており、継続して補助対象区域内に定住する者 エ 上記のほか、補助対象区域外への居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者 (3) 申請日時点で高校生以下の子どもを扶養している者 (4) 大和町に定住意志のある者 (5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者 (6) 世帯全員が暴力団員に該当しない者 (7) 同居する世帯全員に、町税等の滞納がない者 (8) 過去に、この補助金の交付を受けたことがない者
補助対象事業の要件	■補助対象事業は、以下の<u>いずれにも</u>該当することが要件となります。 (1) 補助対象区域に存する住宅であること (2) 補助対象者が事業を施行し、引渡しを受けた物件であること ※ただし、リフォームの場合は補助対象者以外（住宅所有者）の事業実施も対象となる場合があります。 (3) 要綱で定める対象工事であること (4) 申請日から起算して過去1年以内に事業が完了し、居住の実態が確認できるものであること (5) 過去に、この補助金の交付を受けたことのない物件であること (6) 土地の取得費用を含む事業費が200万円以上であること ※建物の解体費用、外構費用、家具や備品の購入及び設置のみに要する費用などは、補助対象外となります。詳しくはお問い合わせください。
申請書類	(1) 大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号） (2) 住宅取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 対象住宅の位置図 (4) 対象工事の内容を明らかにする着工前と完成後の写真及び図面等 (5) 工事代金の支払いを確認できる書類の写し (6) 対象住宅の全部事項証明書 (7) 世帯全員分の町税等の滞納がないことの証明書 (8) 同居する世帯全員分の住民票の写し（世帯主との続柄が表示のもので本籍は不要） (9) 誓約書兼同意書（様式第2号） (10) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類 ※申請に係る書類の審査及び現状調査を行い交付の可否を決定します。
申請期間	事業の完了日から1年以内に申請

【申請の流れ】

